

令和3年8月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応(令和3年6月内容)

(職業安定課)

有効求人数	39,449 人	対前年同月比	21.1%増 (4 か月連続の増加)
有効求職者数	33,563 人	対前年同月比	4.7%増 (12 か月連続の増加)
有効求人倍率	1.28 倍	前月比	0.01 ポイント減

- ・各種支援事業、求職者支援制度、雇用調整助成金をはじめとする各種助成金などの活用による雇用促進
- ・積極的な求人開拓の実施
(新型コロナウイルス感染症の影響による離職者対象求人含む)
- ・若者、女性、障害者、高齢者の就職実現

2 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響について

(職業安定課・職業対策課)

雇用調整助成金の支給申請・決定状況
コロナに負けるな

3 出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン

(職業対策課)

ハローワークでは、ひとり親への就職支援に取り組んでいます。県内19市町に臨時相談窓口を設置し、仕事と子育てが両立しやすい正社員求人の提供や、介護職、医療事務、パソコン操作などの資格や技術を学べる公的職業訓練の案内を行うなどの「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。

4 令和3年労働災害発生状況(上期)について

(労働基準部健康安全課)

令和3年1月から6月の休業4日以上労働災害死傷者数は863人(前年同期比7.1%増)、死亡者数11人(同37.5%増)といずれも前年より増加しています。鹿児島労働局においては、本年4月20日より「鹿児島労働局労働災害防止対策「チェスト！緊急ゼロ災運動」を展開しており、今後とも更なる労働災害防止対策の徹底を求めています。

6月の有効求人倍率は、前月を0.01ポイント下回り1.28倍となる

鹿児島県の6月の有効求人倍率(季節調整値)は1.28倍となり、前月を0.01ポイント下回りました。

新規求人倍率(同)は2.13倍となり、前月を0.04ポイント下回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は1.02倍となり、前年同月(0.86倍)より0.16ポイント増と4か月連続で上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、18.0%増と5か月連続で増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(19.2%増)は6か月連続の増加、製造業(38.9%増)は7か月連続の増加、運輸業、郵便業(15.1%増)は2か月連続の増加、卸売業、小売業(20.2%増)は2か月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(3.9%増)は4か月連続の増加、医療、福祉(10.2%増)は4か月連続の増加、その他のサービス業(41.8%増)は4か月連続の増加となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ0.6%減と4か月ぶりの減少となりました。

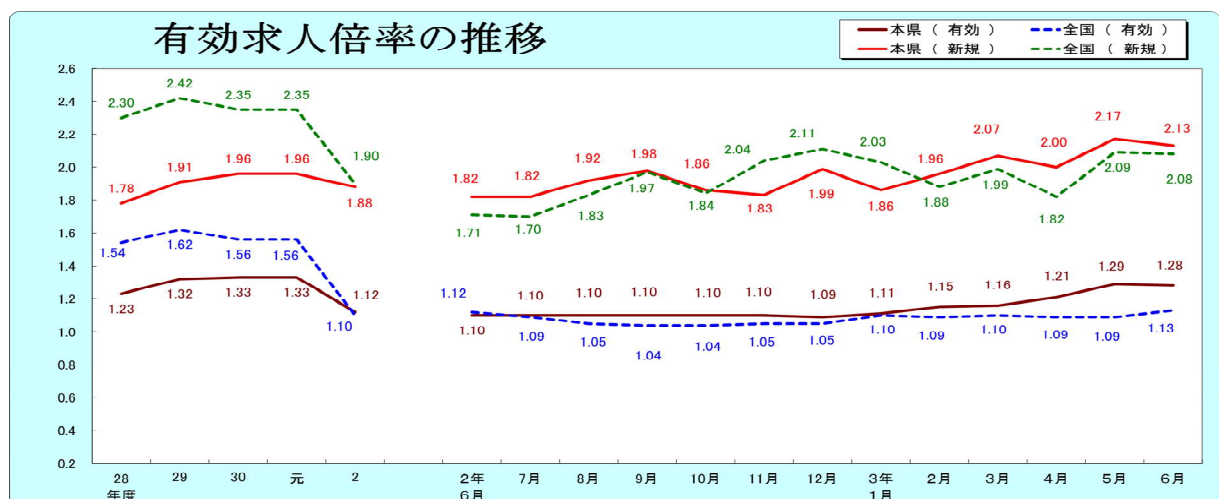
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(16.2%増)は5か月連続の増加、離職求職者(7.2%減)は2か月連続の減少、無業求職者(6.1%増)は4か月連続の増加となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(18.1%減)は3か月連続の減少、自己都合離職者(2.4%減)は5か月ぶりの減少となりました。

政府の6月の月例経済報告の基調判断では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している」とされました。先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」とされました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が62か月連続で1倍台を維持しました。前月より有効求人数及び有効求職者数共に減少し、求職者に比べ求人の減少幅が大きかったことから、求人倍率は前月を下回りました。求人の提出状況は、従来から人手不足感の強い業種や急激な受注増により人手不足となった業種と、コロナの影響を受け続け募集が出せずにいる業種の二極化が続いています。また、コロナワクチンの接種が進んでいることで、社会経済活動の再開に期待を込めた求人提出などの採用活動が再開されつつありますが、新型コロナウイルスの感染状況は、一進一退を繰り返しており、引き続き就職活動・採用活動に影響を与え、雇用情勢も弱さが増す恐れがあることから、今後の先行きについては依然として不透明です。

鹿児島労働局では、雇用のセーフティネットを強化するために、雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の早期支給や産業雇用安定センターと連携した在籍型出向支援に引き続き取り組むとともに、再就職支援としての職業訓練受講案内や感染予防対策としてインターネットによる求職登録の事前申し込み、オンライン職業相談やSNSを活用した各種イベントの広報を拡充し、感染予防対策を前提とした施策の展開に取り組んで参ります。



鹿児島労働局発表
令和3年7月30日(金)

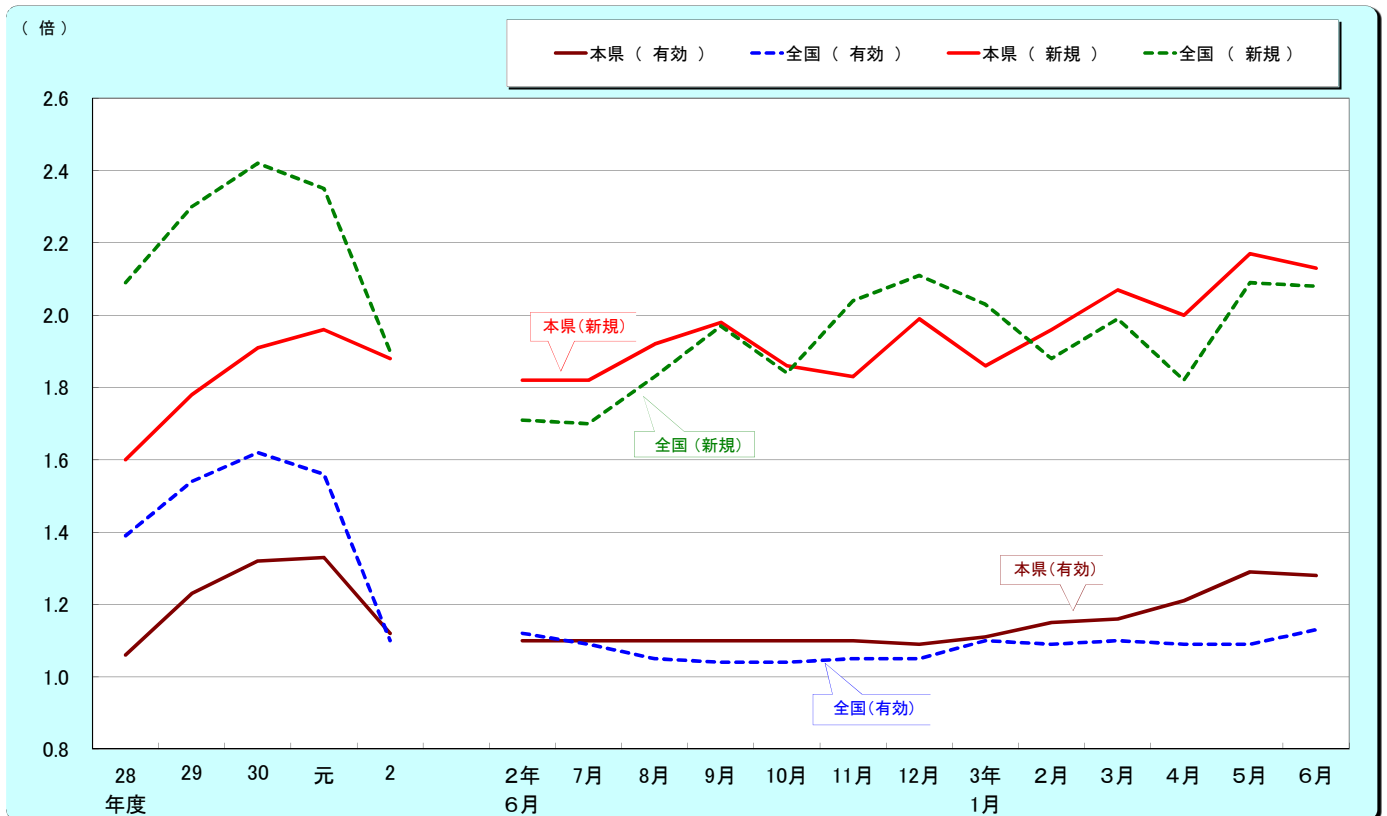
鹿児島労働局職業安定部職業安定課
課長 中洲 拓人
情報官 古川 恵
TEL. 099 (219) 8711(内線:131)

最近の雇用失業情勢 (令和3年6月分)

概況

- ・鹿児島県の6月の有効求人倍率(季節調整値)は1.28倍となり、前月より0.01ポイント下回った。
なお、全国の6月の有効求人倍率(季節調整値)は1.13倍となり、前月より0.04ポイント上回った。
- ・鹿児島県の6月の就業地別有効求人倍率(季節調整値)は1.35倍となり、前月より0.01ポイント下回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



*2年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

*季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

6月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ18.0%増と5ヶ月連続の増加となった。

6月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(19.2%増)は6ヶ月連続の増加、【製造業】(38.9%増)は7ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(15.1%増)は2ヶ月連続の増加、【卸売業、小売業】(20.2%増)は2ヶ月連続の増加、【宿泊業、飲食サービス業】(3.9%増)は4ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(10.2%増)は4ヶ月連続の増加、【サービス業】(41.8%増)は4ヶ月連続の増加となった。

6月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ21.1%増と4ヶ月連続の増加となった。

() 内前年同月比(%)													
	令和2年度		令和3年								参考: 令和元年との比較 (前々年比)		
新産業分類	(月平均)		3月		4月		5月		6月		4月	5月	6月
新規求人数	13,061	(▲ 10.1)	15,034	(20.3)	14,698	(18.6)	12,950	(21.4)	14,482	(18.0)	(▲ 5.3)	(▲ 8.8)	(1.0)
D 建設業	1,318	(7.4)	1,362	(14.4)	1,566	(28.4)	1,288	(13.7)	1,499	(19.2)	(41.2)	(▲ 1.6)	(8.3)
E 製造業	1,159	(▲ 6.8)	1,501	(25.9)	1,289	(29.8)	1,353	(53.6)	1,474	(38.9)	(▲ 11.7)	(8.6)	(26.7)
H 運輸業、郵便業	488	(▲ 21.4)	484	(▲ 0.8)	433	(▲ 15.9)	523	(8.3)	517	(15.1)	(▲ 25.0)	(▲ 21.4)	(▲ 31.1)
I 卸売業、小売業	1,866	(▲ 11.2)	2,019	(29.3)	1,914	(▲ 14.9)	2,235	(42.5)	1,881	(20.2)	(▲ 13.8)	(14.5)	(▲ 3.5)
M 宿泊業、飲食サービス業	668	(▲ 33.2)	859	(31.7)	758	(24.7)	624	(71.9)	743	(3.9)	(▲ 41.1)	(▲ 43.2)	(▲ 30.0)
P 医療、福祉	4,174	(▲ 6.0)	4,847	(14.3)	4,631	(24.4)	4,000	(10.2)	4,750	(10.2)	(0.8)	(▲ 5.5)	(7.7)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,232	(▲ 16.6)	1,523	(30.5)	1,894	(71.1)	1,171	(25.0)	1,509	(41.8)	(6.9)	(▲ 27.3)	(0.7)
有効求人数	36,169	(▲ 12.4)	42,396	(7.6)	40,940	(13.2)	39,474	(22.2)	39,449	(21.1)	(▲ 5.6)	(▲ 3.3)	(▲ 3.5)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

6月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ0.6%減と4ヶ月ぶりの減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(16.2%増)は5ヶ月連続の増加となった。

また、離職求職者(7.2%減)は2ヶ月連続の減少、無業求職者(6.1%増)は4ヶ月連続の増加となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(18.1%減)は3ヶ月連続の減少となった。

自己都合離職者(2.4%減)は5ヶ月ぶりの減少となった。

6月の受給資格決定件数(15.0%減)は4ヶ月連続の減少となった。

また、受給者実人員(1.7%増)は13ヶ月連続の増加となった。

6月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ4.7%増と12ヶ月連続の増加となった。

() 内前年同月比(%)													
	令和2年度 (月平均)		令和3年								参考:令和元年との比較 (前々年比)		
			3月		4月		5月		6月		4月	5月	6月
新規求職者数	6,951	(▲ 6.5)	8,002	(5.2)	9,935	(6.0)	6,872	(2.7)	6,843	(▲ 0.6)	(0.8)	(▲ 14.8)	(▲ 5.5)
44歳以下	3,506	(▲ 8.9)	3,988	(1.9)	4,698	(5.7)	3,523	(4.2)	3,566	(3.2)	(▲ 3.9)	(▲ 17.0)	(▲ 7.6)
※うち34歳以下	2,113	(▲ 8.4)	2,434	(2.8)	2,849	(6.8)	2,060	(2.6)	2,154	(2.7)	(▲ 6.7)	(▲ 19.2)	(▲ 5.3)
45歳以上	3,445	(▲ 3.9)	4,014	(8.6)	5,237	(6.3)	3,349	(1.1)	3,277	(▲ 4.5)	(5.4)	(▲ 12.3)	(▲ 3.1)
うち55歳以上	2,214	(▲ 1.0)	2,609	(13.2)	3,693	(9.4)	2,139	(▲ 0.6)	2,102	(▲ 2.6)	(8.4)	(▲ 10.7)	(▲ 2.3)
うち65歳以上	918	(9.6)	1,170	(33.6)	1,819	(16.5)	967	(5.1)	907	(6.2)	(26.3)	(8.2)	(15.2)
雇用保険受給 資格決定件数	(※) 1,998	(1.1)	(※) 1,775	(▲ 0.3)	(※) 2,918	(▲ 11.9)	(※) 2,571	(▲ 5.8)	(※) 1,920	(▲ 15.0)	(▲ 12.4)	(▲ 7.7)	(4.6)
有効求職者数	32,386	(4.5)	34,287	(7.6)	35,304	(6.9)	34,356	(6.8)	33,563	(4.7)	(5.3)	(4.0)	(3.6)
44歳以下	15,354	(2.0)	16,047	(6.0)	16,299	(5.1)	15,909	(5.1)	15,670	(4.7)	(0.1)	(▲ 1.0)	(0.0)
※うち34歳以下	9,221	(1.9)	9,617	(7.0)	9,816	(5.6)	9,551	(4.5)	9,393	(4.4)	(▲ 0.7)	(▲ 2.1)	(▲ 0.6)
45歳以上	17,032	(6.8)	18,240	(9.0)	19,005	(8.5)	18,447	(8.3)	17,893	(4.6)	(10.1)	(8.7)	(7.0)
うち55歳以上	11,008	(6.8)	11,729	(10.0)	12,630	(10.2)	12,287	(9.9)	11,843	(5.1)	(11.7)	(9.7)	(6.8)
うち65歳以上	3,854	(10.6)	4,321	(15.3)	5,100	(15.3)	5,091	(16.6)	4,872	(12.0)	(25.3)	(25.0)	(22.0)
雇用保険受給者 実人員	6,799	(11.0)	6,607	(21.3)	6,344	(17.9)	6,299	(6.4)	7,116	(1.7)	(10.2)	(▲ 0.9)	(13.0)

(※)速報値のため修正がありうる

※(新規常用求職者態様別内訳)

	令和2年度		令和3年								参考:令和元年との比較 (前々年比)		
	(月平均)		3月		4月		5月		6月		4月	5月	6月
新規常用求職者	6,887	(▲ 6.4)	7,953	(5.0)	9,885	(6.2)	6,776	(3.0)	6,722	(▲ 0.3)	(1.1)	(▲ 15.2)	(▲ 4.6)
在職求職者	1,919	(▲ 8.4)	2,694	(6.9)	1,830	(14.4)	1,627	(19.5)	1,890	(16.2)	(2.4)	(▲ 8.5)	(▲ 2.5)
離職求職者	4,345	(▲ 4.5)	4,414	(2.7)	7,160	(1.9)	4,441	(▲ 3.7)	4,154	(▲ 7.2)	(0.6)	(▲ 17.2)	(▲ 5.8)
うち事業主都合	1,008	(7.1)	950	(7.3)	1,983	(▲ 6.6)	958	(▲ 25.4)	886	(▲ 18.1)	(3.5)	(▲ 19.1)	(1.0)
うち自己都合	3,093	(▲ 7.5)	3,225	(1.6)	4,545	(5.5)	3,200	(4.0)	3,068	(▲ 2.4)	(▲ 1.3)	(▲ 16.9)	(▲ 6.6)
無業求職者	623	(▲ 12.9)	845	(11.8)	895	(31.8)	708	(16.8)	678	(6.1)	(2.3)	(▲ 16.2)	(▲ 3.1)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

6月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ4.5%増と2ヶ月連続の増加となった。

	令和2年度 (月平均)		令和3年 ()内前年同月比(%)								(単位:%) 参考:令和元年との比較 (前々年差)		
			3月		4月		5月		6月		4月	5月	6月
就職件数	2,623	(▲ 12.3)	3,829	(3.5)	3,468	(▲ 1.2)	2,672	(10.0)	2,796	(4.5)	(▲ 11.4)	(▲ 19.2)	(▲ 12.4)
44歳以下	1,399	(▲ 12.4)	1,955	(4.0)	1,746	(▲ 3.7)	1,424	(4.9)	1,554	(6.4)	(▲ 13.3)	(▲ 23.1)	(▲ 10.9)
※うち34歳以下	749	(▲ 12.5)	1,027	(4.2)	983	(4.5)	752	(1.8)	833	(6.4)	(▲ 11.0)	(▲ 26.4)	(▲ 11.8)
45歳以上	1,224	(▲ 12.3)	1,874	(3.0)	1,722	(1.5)	1,248	(16.5)	1,242	(2.2)	(▲ 9.3)	(▲ 14.2)	(▲ 14.1)
うち55歳以上	677	(▲ 11.1)	1,052	(3.1)	1,023	(6.0)	723	(29.3)	696	(5.5)	(▲ 6.0)	(▲ 8.4)	(▲ 9.1)
うち65歳以上	180	(▲ 7.6)	292	(14.5)	348	(33.8)	248	(60.0)	216	(24.9)	(13.7)	(7.8)	(0.9)
雇用保険受給者	725	(▲ 8.3)	937	(13.0)	730	(▲ 1.2)	746	(12.3)	851	(4.5)	(▲ 12.0)	(▲ 23.1)	(▲ 7.1)

5. 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率(季節調整値)

「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。

なお、通常発表している都道府県の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 鹿児島県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.35倍で受理地別の有効求人倍率(1.28倍)より0.07ポイント高い。

	① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②／①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③／①	⑥ 差 ⑤－④
令和2年 6月	30,915	34,157	36,010	1.10	1.16	0.06
7月	31,545	34,572	36,813	1.10	1.17	0.07
8月	33,195	35,340	37,475	1.10	1.16	0.06
9月	32,309	35,436	37,651	1.10	1.17	0.07
10月	32,687	35,948	38,069	1.10	1.16	0.06
11月	33,604	36,900	38,780	1.10	1.15	0.05
12月	34,148	37,148	39,022	1.09	1.14	0.05
令和3年 1月	34,240	37,965	40,070	1.11	1.17	0.06
2月	32,880	37,653	39,655	1.15	1.21	0.06
3月	32,626	37,925	39,876	1.16	1.22	0.06
4月	32,813	39,751	41,678	1.21	1.27	0.06
5月	32,829	42,295	44,690	1.29	1.36	0.07
6月	32,500	41,639	43,908	1.28	1.35	0.07

(資料出所)鹿児島労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人を割り当てて配分している。

6. 完全失業率(全国)

	30年平均	元年平均	2年平均	3年1月	3年2月	3年3月	3年4月	3年5月	3年6月
完全失業率 (%)	2.4	2.4	2.8	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0	2.9
完全失業者数 (万人)	166	162	191	197	194	188	209	211	206

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

7. 正社員の職業紹介状況（原数値）

（ ）内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和2年度 (月平均)		令和3年							
			3月		4月		5月		6月	
正社員新規求人倍率	1.44	(0.04)	1.40	(0.21)	1.21	(0.16)	1.54	(0.22)	1.77	(0.37)
正社員新規求人数	6,184	(▲ 4.7)	6,935	(20.8)	6,862	(16.8)	6,284	(19.0)	7,224	(22.8)
全新規求人における 構成比	47.3%	(2.6)	46.1%	(0.2)	46.7%	(▲ 0.7)	48.5%	(▲ 1.0)	49.9%	(2.0)
新規常用フルタイム 求職者数	4,283	(▲ 7.4)	4,936	(2.2)	5,687	(2.0)	4,069	(1.9)	4,082	(▲ 2.9)
全新規求職者における 構成比	61.6%	(▲ 0.6)	61.7%	(▲ 1.7)	57.2%	(▲ 2.3)	59.2%	(▲ 0.5)	59.7%	(▲ 1.3)
正社員有効求人倍率	0.91	(▲ 0.10)	0.97	(0.05)	0.95	(0.08)	0.97	(0.13)	1.02	(0.16)
全 国	0.83	(▲ 0.29)	0.85	(▲ 0.17)	0.81	(▲ 0.11)	0.82	(▲ 0.02)	0.85	(0.04)
正社員有効求人数	17,486	(▲ 6.4)	19,643	(10.5)	19,449	(13.4)	19,167	(20.8)	19,591	(22.0)
全有効求人における 構成比	48.3%	(3.0)	46.3%	(1.2)	47.5%	(0.1)	48.6%	(▲ 0.5)	49.7%	(0.4)
有効常用フルタイム 求職者数	19,135	(3.5)	20,262	(5.2)	20,455	(4.1)	19,729	(4.4)	19,166	(2.6)
全求職者における 構成比	59.1%	(▲ 0.6)	59.1%	(▲ 1.4)	57.9%	(▲ 1.6)	57.4%	(▲ 1.3)	57.1%	(▲ 1.2)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

8. 令和3年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率（原数値）

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	13,822	13,720	13,462									41,004
	有効求人	16,524	16,143	16,059									48,726
	求人倍率	1.20	1.18	1.19									1.19
北薩地域	有効求職	4,427	4,282	4,186									12,895
	有効求人	6,016	6,041	5,900									17,957
	求人倍率	1.36	1.41	1.41									1.39
川内	有効求職	2,281	2,239	2,212									6,732
	有効求人	2,979	3,057	2,857									8,893
	求人倍率	1.31	1.37	1.29									1.32
出水	有効求職	1,682	1,589	1,534									4,805
	有効求人	2,316	2,300	2,359									6,975
	求人倍率	1.38	1.45	1.54									1.45
宮之城	有効求職	464	454	440									1,358
	有効求人	721	684	684									2,089
	求人倍率	1.55	1.51	1.55									1.54
大隅地域	有効求職	4,520	4,339	4,134									12,993
	有効求人	5,479	5,268	5,247									15,994
	求人倍率	1.21	1.21	1.27									1.23
鹿屋	有効求職	3,127	2,978	2,867									8,972
	有効求人	3,801	3,611	3,570									10,982
	求人倍率	1.22	1.21	1.25									1.22
大隅	有効求職	1,393	1,361	1,267									4,021
	有効求人	1,678	1,657	1,677									5,012
	求人倍率	1.20	1.22	1.32									1.25
南薩地域	有効求職	4,045	3,972	3,860									11,877
	有効求人	4,201	3,982	4,051									12,234
	求人倍率	1.04	1.00	1.05									1.03
加世田	有効求職	1,507	1,462	1,418									4,387
	有効求人	1,638	1,529	1,537									4,704
	求人倍率	1.09	1.05	1.08									1.07
伊集院	有効求職	1,609	1,570	1,563									4,742
	有効求人	1,501	1,423	1,458									4,382
	求人倍率	0.93	0.91	0.93									0.92
指宿	有効求職	929	940	879									2,748
	有効求人	1,062	1,030	1,056									3,148
	求人倍率	1.14	1.10	1.20									1.15
始良地域	有効求職	5,771	5,499	5,393									16,663
	有効求人	5,889	5,592	5,766									17,247
	求人倍率	1.02	1.02	1.07									1.04
国分	有効求職	5,087	4,899	4,775									14,761
	有効求人	5,040	4,771	4,918									14,729
	求人倍率	0.99	0.97	1.03									1.00
大口	有効求職	684	600	618									1,902
	有効求人	849	821	848									2,518
	求人倍率	1.24	1.37	1.37									1.32
熊毛地域	有効求職	699	743	804									2,246
	有効求人	822	804	815									2,441
	求人倍率	1.18	1.08	1.01									1.09
奄美地域	有効求職	2,020	1,801	1,724									5,545
	有効求人	2,009	1,644	1,611									5,264
	求人倍率	0.99	0.91	0.93									0.95
県計	有効求職	35,304	34,356	33,563									103,223
	有効求人	40,940	39,474	39,449									119,863
	求人倍率	1.16	1.15	1.18									1.16

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金

支給申請・決定状況：鹿児島労働局

2021. 7. 16 現在

業 種	申請件数 (決定件数)
飲 食 業	7,223 件 (7,148)
製 造 業	4,262 件 (4,242)
小 売 業	3,286 件 (3,261)
サービス業	2,290 件 (2,268)
宿 泊 業	2,201 件 (2,192)
道路旅客運送業等	1,287 件 (1,277)
建 設 業	1,201 件 (1,177)
卸 売 業	1,073 件 (1,063)
娛 楽 業	883 件 (881)
農 業・漁 業	280 件 (279)
その他	5,524 件 (5,458)
計	29,510 件 (29,246)

※業種は日本標準産業分類による

コロナに負けるな！

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響

新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響については

「解雇等見込み労働者数」として労働局及びハローワークに寄せられた相談・報告を基に集計しております。

集計を始めた令和2年2月1日からの累計として、毎週火曜日14時に前週の金曜日時点までに各ハローワークで把握した「解雇等見込み労働者数」を、厚生労働省のホームページにおいて発表しています。

ハローワークでは事業所から解雇・雇い止めなどにより離職した方々を支援するために、当該離職者の雇い入れを希望する事業主に積極的に紹介します。

また、住居・生活等に関する相談も、専門相談アドバイザーが、就職、住居・生活まで、自治体の担当者とも連携しつつ一体的に支援を行います。

《参考》

7月21日現在 解雇等見込み者数 1, 578人
(全国 111, 442人)

【備考】 R2.5/25～R3.7/21

1, 338人 (うち非正規 593人)

令和3年7月30日（金）

【照会先】

鹿児島労働局

職業安定部職業対策課

課長 和田 滋

雇用援護係長 有馬 龍平

（電話 099 - 219 - 8712 内線 181）

報道関係者 各位

出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン

～ 仕事と子育ての両立を目指す皆さまへ ～

ハローワークでは、児童扶養手当現況届の提出時期にあわせて、県内市町の庁舎等に臨時相談窓口を設置して、就職に向けた支援を行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施いたします。

日ごろ、ハローワークを利用する機会がなかった方につきましても、ぜひ、このキャンペーンを通じた支援を利用いただければ、ハローワークが全力でサポートいたします。

1 臨時相談窓口での支援内容

(1) 豊富な求人票の提供

仕事と子育てが両立しやすい正社員求人等を提供しながら、職業相談を実施します。

(2) 職業訓練の案内

介護職、医療事務、パソコン操作などの正社員を目指すために必要な資格や技術を学べるハロートレーニング（公的職業訓練）の案内を行います。

2 自治体との協力体制

自治体が児童扶養手当現況届を発送する際に、キャンペーンのリーフレットを同封させていただくことで、周知を行っています。

また、臨時相談窓口には、アクリル板を設置するなどの新型コロナウイルス感染症の感染防止措置を講じます。

3 キャンペーン期間中に臨時相談窓口を利用できない方へのお知らせ

就職支援や職業訓練の案内については、県内各ハローワークで常時相談を受付けていますので、最寄りのハローワークへお問合せください。

出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン期間中に設置する
臨時相談窓口のお知らせ

お問合せ先	市町名	設置場所	日 時
ハローワーク 鹿児島 (099-250-6060)	鹿児島市	鹿児島市役所 こども福祉課 (鹿児島市山下町 11 番 1 号)	8 月 1 2 日 (木) ~ 1 8 (水) 9 : 00 ~ 16 : 00
ハローワーク 川内 (0996-22-8609)	薩摩川内市	薩摩川内市役所 本庁 6 階 6 0 2 号 (薩摩川内市神田町 3-22)	8 月 3 日 (火)、6 日 (金) 13 : 30 ~ 16 : 00
ハローワーク 鹿屋 (0994-42-4135)	鹿屋市	鹿屋市役所 別館第 2 会議室 (鹿屋市共栄町 2 0 - 1)	8 月の月曜日 (1 6、2 3、3 0) 8 月の水曜日 (4、1 1、1 8、2 5) 8 月の金曜日 (6、1 3、2 0、2 7) 9 : 30 ~ 15 : 00
	垂水市	垂水市役所 福祉課内相談室 (垂水市上町 1 1 4)	8 月 2 7 日 (金) 10 : 00 ~ 15 : 00
	肝属郡 肝付町	肝付町役場 第 1 会議室 (肝属郡肝付町新富 9 8)	8 月 1 2 日 (木)、1 3 日 (金) 10 : 00 ~ 15 : 00
	肝属郡 東串良町	東串良町役場 町保健センター 1 階 (肝属郡東串良町川西 1 5 4 3)	8 月 1 0 日 (火) 10 : 00 ~ 15 : 00
	肝属郡 錦江町	錦江町役場 本庁 1 階会議室 (肝属郡錦江町城元 9 6 3)	8 月 1 8 日 (水) 10 : 00 ~ 15 : 00
	肝属郡 南大隅町	南大隅町役場 本庁 2 階会議室 (肝属郡南大隅町根占川北 226)	8 月 1 0 日 (火) 10 : 00 ~ 15 : 00
ハローワーク 加世田 (0993-53-5111)	南九州市	南九州市 川辺庁舎 2 階 第 1 会議室 (南九州市川辺町平山 3234)	8 月 6 日 (金) 10 : 00 ~ 16 : 00

ハローワーク 出水 (0996-62-0685)	出水市	出水市役所 本所 (出水市緑町 1 番 3 号)	8 月 6 日 (金) 9 : 30 ~ 15 : 30
	(出水市) 高尾野支所	高尾野支所 (出水市高尾野町大久保 7 番地)	8 月 1 1 日 (水) 9 : 30 ~ 12 : 00
	(出水市) 野田支所	野田支所 (出水市野田町上名 6034 番地 1)	8 月 1 1 日 (水) 13 : 30 ~ 15 : 30
	阿久根市	阿久根市役所 福祉課相談室 (阿久根市鶴見町 200 番地)	8 月 1 3 日 (金)、2 6 日 (木) 10 : 00 ~ 15 : 00
	長島町	長島町役場(鷹巣) 1 階相談室 (出水郡長島町鷹巣 1875 番地 1)	8 月 1 8 日 (水) 10 : 00 ~ 15 : 00
ハローワーク 名瀬 (0997-52-4611)	奄美市	奄美市役所 2 階 政策福祉課 相談室 (奄美市名瀬幸町 25 番 8 号)	8 月 4 日 (水) 10 : 00 ~ 16 : 00
	喜界町	喜界町役場 2 階会議室 (大島郡喜界町大字湾 1746 番地)	8 月 1 9 日 (木) 11 : 00 ~ 15 : 30
	徳之島町	徳之島町役場 1 階会議室 (大島郡徳之島町亀津 7203)	8 月 1 6 日 (月) 10 : 00 ~ 15 : 00
	天城町	天城町役場 1 階入札室 (大島郡天城町平土野 2691-1 別館)	8 月 5 日 (木) 10 : 00 ~ 15 : 00
ハローワーク 指宿 (0993-22-4135)	指宿市	指宿市役所 第一会議室 (指宿市十町 2424)	8 月 1 3 日 (金) 11 : 00 ~ 15 : 30

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止措置として、臨時相談窓口にアクリル板等の設置を行いますが、ご自身の検温・マスク着用のご協力をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、臨時相談窓口の設置を中止することもありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。
- 12 : 00 から 13 : 00 は担当職員が休憩を取りますので、ご理解とご協力をお願いします。

出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン

8/12(木)、8/13(金)、8/16(月)、8/17(火)、8/18(水)

《9時～16時(12時～13時は除く)》

鹿児島市役所内にハローワークかごしまの臨時窓口を設置します。

普段は、忙しくてハローワークに来ることができないお母さん、お父さん

市役所へ児童扶養手当の現況届をご提出される際は、是非お越しください。

またキャンペーン期間以外でも、ハローワークかごしまでは

「ひとり親家庭」の就労支援を行っているのでご相談ください。

ハローワークって

何をしてくれるの？

今はパートだけど

正社員で働きたい！



応募書類の作成や

面接に自信がないな

どんな仕事ができるかな

○受付会場：鹿児島市役所内こども福祉課

相談時間1人につき30分程度

《臨時窓口利用希望の方へ》 ※ご連絡の際には「出張ハローワークの件」とお伝えください。

- ・ご相談は予約優先とさせていただきますので、利用希望の方は、事前に下記までご連絡をお願いします。
- ・ご予約がない方はお待ちいただくこともありますのでご了承ください。
- ・求職申込や応募希望求人への紹介につきましては、ハローワークへお越しいただくことになります。

[問い合わせ・予約先] ハローワークかごしま 就職支援部門 ☎099-250-6065



ハローワークかごしまのご利用案内

就活力 UP！セミナー

就活力を UP するためのセミナーを開催しています(予約制)

○ビデオセミナー

「自己分析」

「履歴書と職務経歴書の作成法」

「面接トレーニング」「社会人のマナー」

○就職支援セミナー

「基本コース(座学中心)」

「演習コース(ロールプレイングなど)」

会社説明会・ミニ面接会

定期的に事業所を招いて、

★会社説明会

★ミニ面接会 を行っています。

会社説明会は「履歴書不要」

「普段着での参加 OK」となっています。

「どのような会社か知りたい」

「業界のことについて知りたい」

とお考えの方も気軽にご参加ください。

「ひとり親家庭」の就労支援

主な支援内容は

①お仕事探しの相談、職業訓練のご案内 ②求職活動にあたっての心構え

③応募書類の作成、面接準備のフォロー ④希望に添った求人情報の提供 など

担当制、予約制による相談が可能です

ハローワーク・インターネット・サービス

自宅やスマホで気軽にハローワークが取り扱っている求人を見ることができます。

また雇用保険制度の案内や職業訓練の情報なども掲示もされています。

HP アドレスは、<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



～職業訓練のご案内～

**受講料
無料**

公的な職業訓練は大きく分けて2つあります

公共職業訓練

主に雇用保険受給者が対象

※訓練開始日の雇用保険残日数が関係します

求職者支援訓練

主に雇用保険の受給が

できない方が対象

・ポリテクセンター鹿児島

(鹿児島職業能力開発促進センター)

(溶接技術科、テクニカルトレーニング科、
電気設備技術科、ビル管理技術科、
住環境計画科、テクニカルワーク科、
CADものづくりサポート科、)

・鹿児島県が民間委託して行う訓練

(パソコンの初級または中級レベル、
医療事務、経理事務、介護の実務者
研修、観光ビジネスなど)

厚生労働省の認定を受けた民間訓練
機関が職業訓練を実施します。

・基礎コース

多くの職種に共通する基本的能力
の習得(ビジネスマナー、PC 基礎等)

・実践コース

特定の職種の職務に必要な実践的
能力を一括して習得(医療事務、経理
事務、CAD、介護の初任者研修、アロ
マ、美容、歯科助手など)

◎ 雇用保険の受給の有無に関わらず、受講申し込みはどちらの訓練も可能です。

○どちらの訓練も受講料は無料ですが、テキスト代等は自己負担です。

○訓練期間は、2ヶ月～6ヶ月が中心です。

○受講日時は、土・日・祝を除く毎日9時～17時位までです。

○一部の訓練機関では、事前のコース説明会への参加や見学が可能です。

○訓練機関での選考(面接・筆記試験)があります(面接のみの場合もあり)。

○鹿児島労働局のホームページでも訓練科目・募集期間等を案内しています。

【職業訓練受講給付金】※ 雇用保険を受給できる方には別の給付制度があります。

ハローワークの支援指示により職業訓練を受講し、一定の要件を満たす場合に
支給されます(ちょっとした遅刻でも支給されないなど厳しい出席要件等あり)。

職業訓練受講手当：月額10万円

通所手当：通所経路に応じた所定の金額



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

◎紹介窓口での職業相談をふまえ、就職意欲(求職活動)や職業訓練の
必要性について確認したうえで願書を交付します。(通常30～60分
程度の相談が必要)募集期限を確認し、お早めにご来所ください。

※ 締切日当日の来所では間に合わない場合があります。

ハローワークかごしま 職業訓練相談窓口
(直通TEL: 099-250-6067)

021130

令和 3 年労働災害発生状況 (上期) について

令和 3 年上期 (1 月～6 月)

休業 4 日以上之死傷者数	863 人 (前年同期比 7.1%増)
死亡者数	11 人 (同 37.5%増)

と前年よりいずれも増加。

令和 3 年上期の労働災害発生状況 (令和 3 年 1 月～6 月発生分) を取りまとめましたので発表します。

鹿児島県内の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数 (以下、「死傷者数」) は 863 人で前年同期と比較して 7.1%増加、死亡者数は 11 人で前年同期と比較して 37.5%増加となり、死傷者数、死亡者数のいずれも増加となりました。また、新型コロナウイルス感染症による死傷者数は、23 人でした。(医療保険業 10 人、社会福祉施設 8 人など)

第 13 次労働災害防止計画 (平成 30 年度～令和 4 年度) における重点業種である 5 業種をみると、建設業、陸上貨物運送事業は昨年同時期と比較して死傷者数は減少しましたが、製造業、林業、第三次産業では死傷者数が増加しています。特に、第三次産業は前年同期と比較すると 9.7%増加となり、第 13 次防の初年度以降、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

事故の型別にみると、全産業における 1 位は転倒、2 位は墜落・転落、3 位は動作の反動・無理な動作となっており、発生件数が僅かに増加していますが、順位及び全体に占める割合は前年と同じ傾向となっています。

年齢別にみると、全産業の死傷者数 863 人のうち 60 歳以上が最も多く 274 人 (31.7%) で、50 歳以上を併せた高年齢労働者の被災者数は 477 人と全体の半数以上 (55.2%) を占めています。特に第三次産業については、50 歳以上の割合が 57.5%と高く、このうち小売業については、50 歳以上の割合が 67.5%となっています。

鹿児島労働局では、引き続き、「鹿児島労働局労働災害防止対策 (チェスト！緊急ゼロ災運動)」の取組促進を広く働きかけ、労働災害防止団体等と連携のうえ、高年齢労働者対策等を始めとする一層の労働災害防止対策の強化及びストップ転倒災害プロジェクトの推進等を通じて労働災害の減少に努めてまいります。

(労働基準部健康安全課)

[添付資料]

資料 1 令和 3 年 6 月末 (速報)

「業種別死傷災害発生状況及び第 13 次労働災害防止計画進捗状況」

資料 2 令和 2 年 6 月末 (速報)

「業種別 事故の型別・年齢別死傷災害発生状況」

資料 3 第 13 次労働災害防止計画の進捗 (3 年目結果)

資料 4 「チェスト！緊急ゼロ災運動」(リーフレット)

資料 5 第 13 次労働災害防止計画の概要 (リーフレット)

資料 6 エイジフレンドリーガイドライン (リーフレット)

資料 7 エイジフレンドリー補助金 (リーフレット)

資料 8 3 つの転倒予防 (リーフレット)

令和3年6月末（速報） 業種別死傷災害発生状況 及び 第13次労働災害防止計画（13次防）進捗状況

【※13次防対象期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日】

【※13次防目標値：平成29年に比較して 2022年までに死傷災害5%減（各年目標は年1%減の累積値） 死亡災害各年25%減】

鹿児島労働局

業種別 死傷災害発生状況									
業種	年	令和3年 (6月末)		令和2年 (同月末)		対前年 増減数		対前年増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		863	11	806	8	57	3	7.1%	37.5%
1 製造業		159	0	146	1	13	-1	8.9%	-100.0%
1 食料品製造業		88		85		3	0	3.5%	
4 木材・木製品製造業		12		9		3	0	33.3%	
9 窯業土石製品製造業		12		4		8	0	200.0%	
11～12 金属製品製造業		5		7		-2	0	-28.6%	
13～15 機械機具製造業		15		17		-2	0	-11.8%	
上記以外の製造業		27		24	1	3	-1	12.5%	-100.0%
2 鉱業		1	0	1	0	0	0	0.0%	
3 建設業		126	2	127	3	-1	-1	-0.8%	-33.3%
1 土木工事業		43	2	51	2	-8	0	-15.7%	0.0%
2 建築工事業		62		62	1	0	-1	0.0%	-100.0%
3 その他の建設業		21		14		7	0	50.0%	
4 運輸交通業		96	1	98	1	-2	0	-2.0%	0.0%
1 鉄道・航空機業		4		2		2	0	100.0%	
2 道路旅客運送業		4		7		-3	0	-42.9%	
3 道路貨物運送業		86	1	89	1	-3	0	-3.4%	0.0%
4 その他の運輸交通業		2		0		2	0		
5 貨物取扱業		8	0	5	0	3	0	60.0%	
1 陸上貨物取扱業		3		1		2	0	200.0%	
2 港湾運送業		5		4		1	0	25.0%	
6 農林業		46	3	39	2	7	1	17.9%	50.0%
1 農業		28	1	22		6	1	27.3%	
2 林業		18	2	17	2	1	0	5.9%	0.0%
7 畜産・水産業		43	1	40	0	3	1	7.5%	
8 商業		108	2	104	1	4	1	3.8%	100.0%
1 卸売業		14	2	14		0	2	0.0%	
2 小売業		86		74	1	12	-1	16.2%	-100.0%
3 理美容業		2		2		0	0	0.0%	
4 その他の商業		6		14		-8	0	-57.1%	
9 金融・広告業		10	0	3	0	7	0	233.3%	
11 通信業		8	0	15	0	-7	0	-46.7%	
12 教育・研究業		8	0	4	0	4	0	100.0%	
13 保健衛生業		144	0	126	0	18	0	14.3%	
1 医療保健業		56		46		10	0	21.7%	
2 社会福祉施設		82		78		4	0	5.1%	
3 その他の保健衛生業		6		2		4	0	200.0%	
14 接客娯楽業		48	0	38	0	10	0	26.3%	
1 旅館業		7		7		0	0	0.0%	
2 飲食店		25		14		11	0	78.6%	
3 その他の接客娯楽業		16		17		-1	0	-5.9%	
上記以外の事業		58	2	60	0	-2	2	-3.3%	
10 映画・演劇業		0		0		0	0		
15 清掃・と畜業		33	2	26		7	2	26.9%	
16 官公署		0		1		-1	0	-100.0%	
17 その他の事業		25		33		-8	0	-24.2%	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）		89	1	90	1	-1	0	-1.1%	0.0%
第三次産業（8～17）		384	4	350	1	34	3	9.7%	300.0%

13次防目標値 進捗状況					
令和3年 目標値		対目標値 増減数		対目標値 増減率	
(死傷者数の目標値は29年6月末速報値の4%減、死亡者数の目標値は同25%減の数値としている)				(死傷者数・死亡者数ともに、以下の数値が0%以下のマイナス値となった場合は目標値を達成していることを示す)	
死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
775	8	88	3	11.4%	37.5%
164	1	-5	-1	-3.0%	-100.0%
106	1	-18		-17.0%	0.0%
10		2		20.0%	
10		2		20.0%	
11		-6		-54.5%	
11		4		36.4%	
18		9		50.0%	
3	0	-2	0	-66.7%	
120	2	6	0	5.0%	0.0%
46	1	-3		-6.5%	0.0%
54	1	8		14.8%	0.0%
20		1		5.0%	
79	2	17	-1	21.5%	-50.0%
7	1	-3		-42.9%	0.0%
10		-6		-60.0%	
61	1	25		41.0%	0.0%
1		1	0	100.0%	
12	1	-4	-1	-33.3%	-100.0%
7		-4	0	-57.1%	
5	1	0		0.0%	0.0%
41	1	5	2	12.2%	200.0%
22		6		27.3%	
19	1	-1		-5.3%	0.0%
41	1	2	0	4.9%	0.0%
80	0	28	2	35.0%	
10		4		40.0%	
60		26		43.3%	
0		2			
10		-4		-40.0%	
12	0	-2	0	-16.7%	
11	0	-3	0	-27.3%	
7	0	1	0	14.3%	
109	0	35	0	32.1%	
43		13		30.2%	
65		17		26.2%	
1		5		500.0%	
41	0	7	0	17.1%	
10		-3		-30.0%	
18		7		38.9%	
13		3		23.1%	
56	0	2	2	3.6%	
0		0			
24		9		37.5%	
0		0			
32		-7		-21.9%	
68	1	21	0	30.9%	0.0%
315	0	69	4	21.9%	

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもので、死亡者を含みます。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 13次防目標値については1未満の端数値を四捨五入処理しているため、業種合計値ないし全産業合計値が一致しない場合があります。

令和3年6月末（速報） 業種別 事故の型別・年齢別死傷災害発生状況

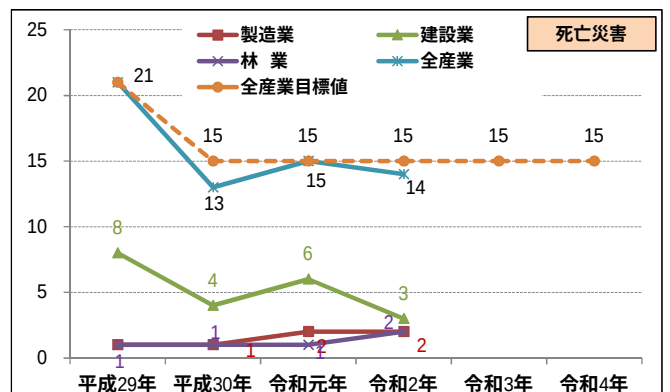
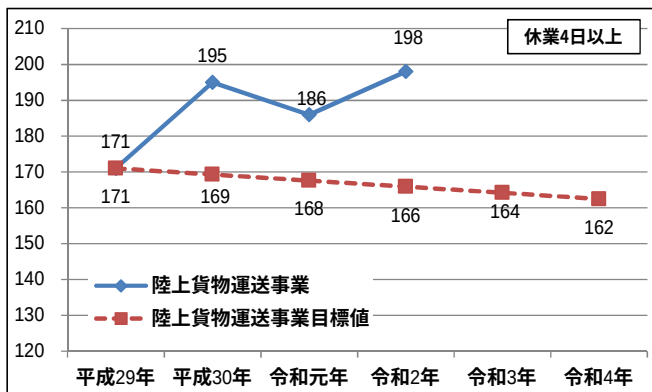
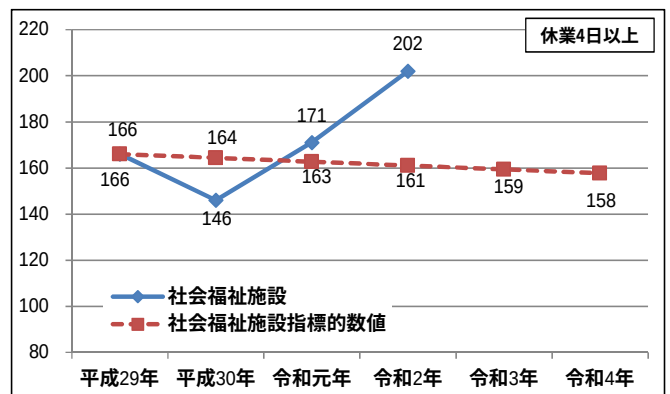
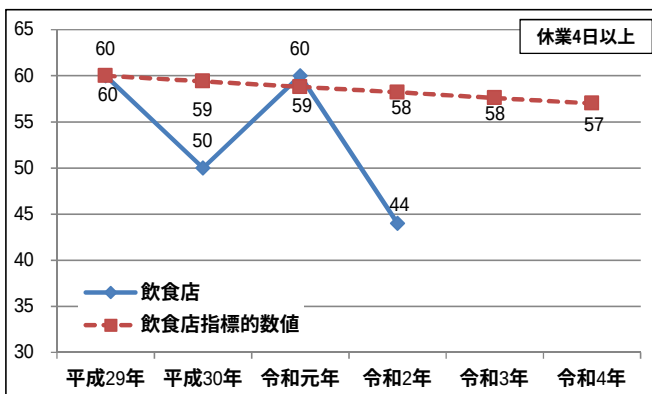
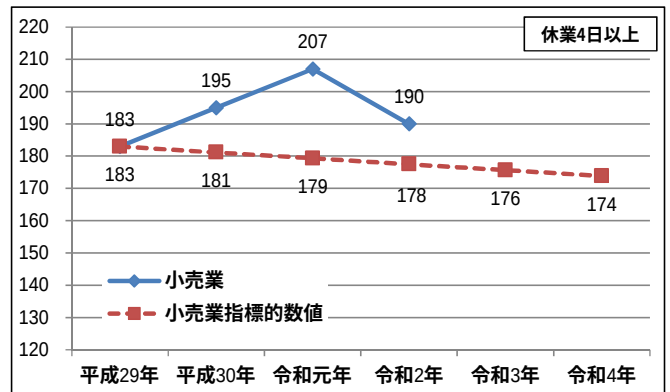
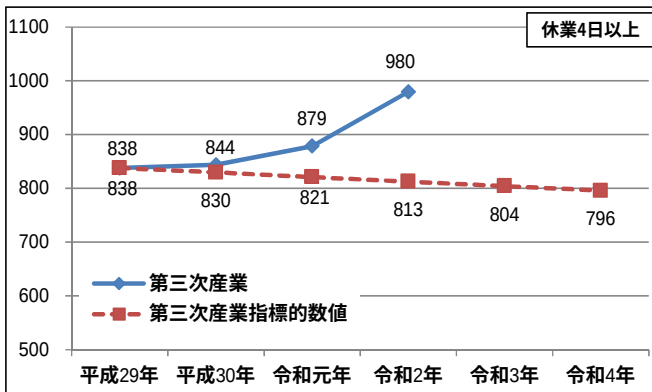
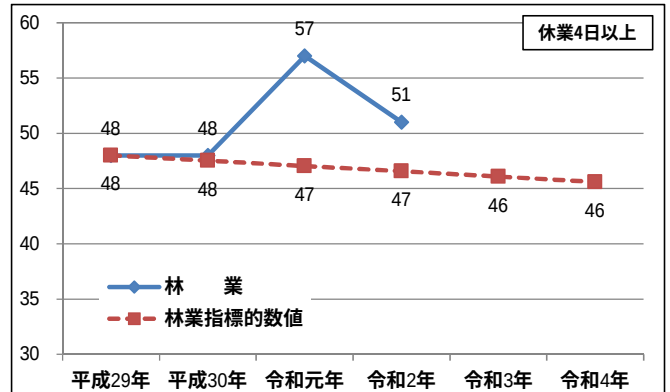
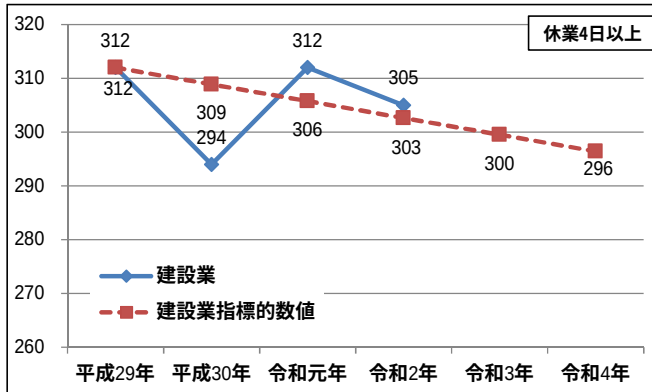
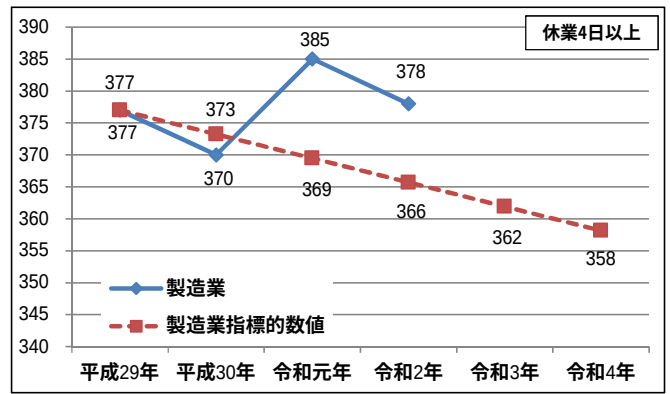
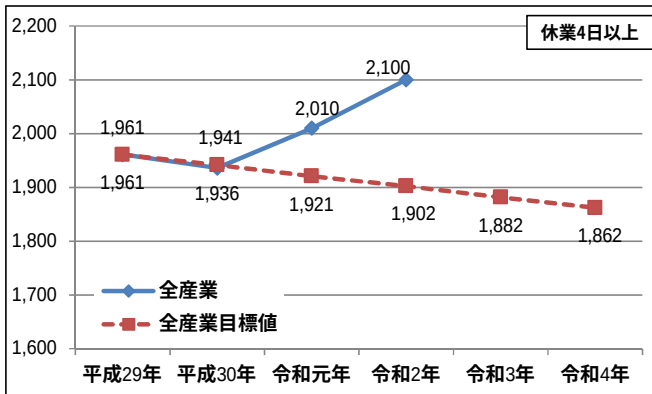
鹿児島労働局

事故の型別									年齢別					
業種	順位	令和3年 (6月末)	人数	割合	順位	令和2年 (同月末)	人数	割合		令和3年 (6月末)		令和2年 (同月末)		増減数 人数
										人数	割合	人数	割合	
全産業	1	転倒	198	22.9%	1	転倒	191	23.7%	～19歳	17	2.0%	21	2.2%	-4
	2	墜落・転落	178	20.6%	2	墜落・転落	167	20.7%	20歳～29歳	88	10.2%	84	11.7%	4
	3	動作の反動・無理な動作	126	14.6%	3	動作の反動・無理な動作	116	14.4%	30歳～39歳	135	15.6%	109	13.8%	26
	4	はさまれ・巻き込まれ	86	10.0%	4	はさまれ・巻き込まれ	66	8.2%	40歳～49歳	146	16.9%	151	19.3%	-5
	5	切れ・こすれ	52	6.0%	5	切れ・こすれ	62	7.7%	50歳～59歳	203	23.5%	191	23.5%	12
									60歳～	274	31.7%	250	29.5%	24
製造業	1	転倒	45	28.3%	1	転倒	44	30.1%	～19歳	3	1.9%	6	2.6%	-3
	2	墜落・転落	30	18.9%	2	墜落・転落	23	15.8%	20歳～29歳	16	10.1%	18	14.5%	-2
	3	はさまれ・巻き込まれ	29	18.2%	3	はさまれ・巻き込まれ	22	15.1%	30歳～39歳	30	18.9%	18	12.8%	12
	4	切れ・こすれ	13	8.2%	4	切れ・こすれ	18	12.3%	40歳～49歳	22	13.8%	31	23.9%	-9
	5	動作の反動・無理な動作	12	7.5%	5	動作の反動・無理な動作	13	8.9%	50歳～59歳	40	25.2%	31	21.4%	9
									60歳～	48	30.2%	42	24.8%	6
建設業	1	墜落・転落	45	35.7%	1	墜落・転落	45	35.4%	～19歳	3	2.4%	4	2.9%	-1
	2	飛来・落下	17	13.5%	2	転倒	17	13.4%	20歳～29歳	15	11.9%	15	13.3%	0
	3	転倒	11	8.7%	2	飛来・落下	17	13.4%	30歳～39歳	23	18.3%	15	11.4%	8
	4	はさまれ・巻き込まれ	9	7.1%	4	はさまれ・巻き込まれ	10	7.9%	40歳～49歳	19	15.1%	23	19.0%	-4
	4	激突	9	7.1%	4	切れ・こすれ	10	7.9%	50歳～59歳	26	20.6%	26	19.0%	0
									60歳～	40	31.7%	44	34.3%	-4
陸上貨物 運送事業	1	墜落・転落	34	38.2%	1	墜落・転落	27	30.0%	～19歳	1	1.1%	2	2.8%	-1
	2	動作の反動・無理な動作	11	12.4%	2	動作の反動・無理な動作	18	20.0%	20歳～29歳	5	5.6%	8	8.3%	-3
	3	はさまれ・巻き込まれ	9	10.1%	3	激突	11	12.2%	30歳～39歳	11	12.4%	9	6.9%	2
	4	激突され	8	9.0%	4	転倒	8	8.9%	40歳～49歳	23	25.8%	22	25.0%	1
	5	転倒	7	7.9%	5	はさまれ・巻き込まれ	6	6.7%	50歳～59歳	27	30.3%	31	33.3%	-4
									60歳～	22	24.7%	18	23.6%	4
林業	1	激突され	8	44.4%	1	激突され	7	41.2%	～19歳	0	0.0%	0	0.0%	0
	2	墜落・転落	3	16.7%	2	墜落・転落	4	23.5%	20歳～29歳	2	11.1%	2	14.3%	0
	3	切れ・こすれ	3	16.7%	3	はさまれ・巻き込まれ	1	5.9%	30歳～39歳	4	22.2%	7	35.7%	-3
	4	はさまれ・巻き込まれ	2	11.1%	3	転倒	1	5.9%	40歳～49歳	4	22.2%	2	14.3%	2
	5	転倒	1	5.6%	3	飛来・落下	1	5.9%	50歳～59歳	1	5.6%	4	21.4%	-3
									60歳～	7	38.9%	2	14.3%	5
第三次産業	1	転倒	119	31.0%	1	転倒	109	31.1%	～19歳	5	1.3%	7	1.8%	-2
	2	動作の反動・無理な動作	88	22.9%	2	動作の反動・無理な動作	75	21.4%	20歳～29歳	37	9.6%	30	9.6%	7
	3	墜落・転落	48	12.5%	3	墜落・転落	54	15.4%	30歳～39歳	57	14.8%	48	14.8%	9
	4	その他	28	7.3%	4	交通事故（道路）	23	6.6%	40歳～49歳	64	16.7%	58	15.9%	6
	5	切れ・こすれ	19	4.9%	5	切れ・こすれ	21	6.0%	50歳～59歳	95	24.7%	84	24.7%	11
									60歳～	126	32.8%	123	33.2%	3
小売業	1	転倒	32	37.2%	1	転倒	31	41.9%	～19歳	2	2.3%	1	0.0%	1
	2	動作の反動・無理な動作	17	19.8%	2	墜落・転落	12	16.2%	20歳～29歳	6	7.0%	5	9.3%	1
	3	墜落・転落	10	11.6%	3	動作の反動・無理な動作	9	12.2%	30歳～39歳	9	10.5%	6	9.3%	3
	4	激突	6	7.0%	4	交通事故（道路）	6	8.1%	40歳～49歳	11	12.8%	8	7.4%	3
	5	交通事故（道路）	5	5.8%	5	切れ・こすれ	5	6.8%	50歳～59歳	20	23.3%	18	24.1%	2
									60歳～	38	44.2%	36	50.0%	2
社会福祉施設	1	動作の反動・無理な動作	28	34.1%	1	動作の反動・無理な動作	29	37.2%	～19歳	1	1.2%	1	1.5%	0
	2	転倒	23	28.0%	2	転倒	24	30.8%	20歳～29歳	7	8.5%	11	13.4%	-4
	3	その他	10	12.2%	3	激突され	6	7.7%	30歳～39歳	12	14.6%	16	19.4%	-4
	4	墜落・転落	7	8.5%	4	墜落・転落	5	6.4%	40歳～49歳	15	18.3%	11	16.4%	4
	5	切れ・こすれ	4	4.9%	5	激突	4	5.1%	50歳～59歳	17	20.7%	13	17.9%	4
									60歳～	30	36.6%	26	31.3%	4
飲食店	1	転倒	10	40.0%	1	切れ・こすれ	5	35.7%	～19歳	0	0.0%	4	27.3%	-4
	2	高温・低温の物との接触	5	20.0%	2	墜落・転落	3	21.4%	20歳～29歳	9	36.0%	2	18.2%	7
	3	切れ・こすれ	4	16.0%	3	転倒	2	14.3%	30歳～39歳	1	4.0%	1	9.1%	0
	4	動作の反動・無理な動作	2	8.0%	3	動作の反動・無理な動作	2	14.3%	40歳～49歳	2	8.0%	1	9.1%	1
	5	墜落・転落	1	4.0%	5	激突され	1	7.1%	50歳～59歳	5	20.0%	5	27.3%	0
									60歳～	8	32.0%	1	9.1%	7

※事故の型別について・・・上位5位までの型のみを表示しています。

※表中の太字表記について・・・事故の型別は発生数の多い2つの型を、年齢別は全業種的に発生割合が高い50歳代以上を太字で表記しています。

第13次防労働災害防止計画進捗（3年目結果）



鹿児島労働局労働災害防止対策 【チェスト！緊急ゼロ災運動】 — R3.4.20～R3.12.31 —

県内の労働災害による休業4日以上死傷者数が急増しています

○ 令和2年の労働災害による死傷者数 【グラフ1、2】

死亡者数：14人（前年比-1人、6.7%減少）

死傷者数：2,100人（前年比+90人、4.5%増加）

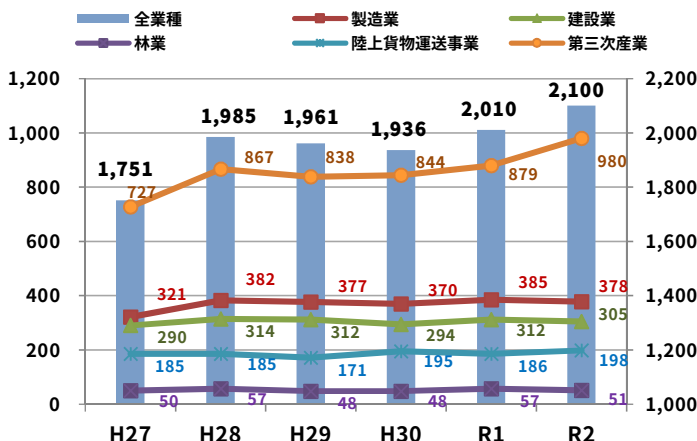
○ 転倒災害と墜落・転落災害で、全体の4割強を占める 【グラフ3】

鹿児島労働局は、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、「鹿児島労働局労働災害防止対策（チェスト！緊急ゼロ災運動）」を設定・展開し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止への取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしています。

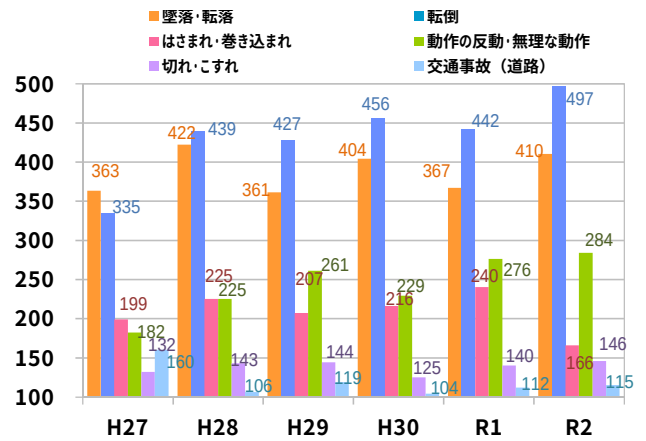
労使一体となって、労働災害のない安全・安心な職場の実現のための積極的な取組を一層推進しましょう（「チェスト！緊急ゼロ災運動実施要綱」（裏面参照））。

- ◇ 経営トップによる「安全パトロール」や「安全衛生活動の総点検」を実施しましょう。
- ◇ 職場における安全管理者・安全推進者等の選任など安全衛生管理体制等を整備・確立し、その職務を励行させましょう。
- ◇ 雇入れ時及び作業変更時の安全衛生教育を確実に実施しましょう。
- ◇ 転倒災害防止対策に取組みましょう。◇ クールワークで熱中症予防対策に取組みましょう。
- ◇ 高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取組みましょう。

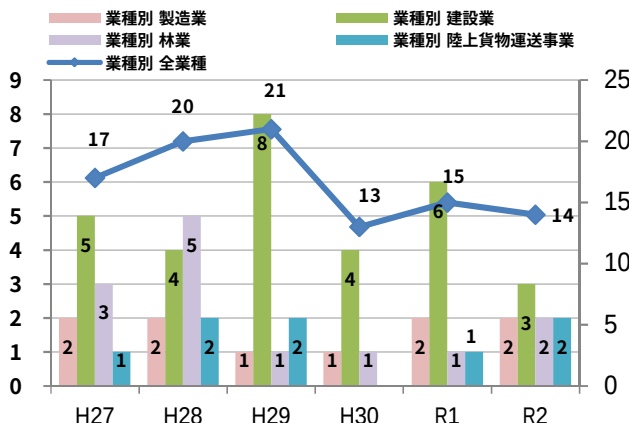
【グラフ1】 死傷者の推移（業種別・年別）



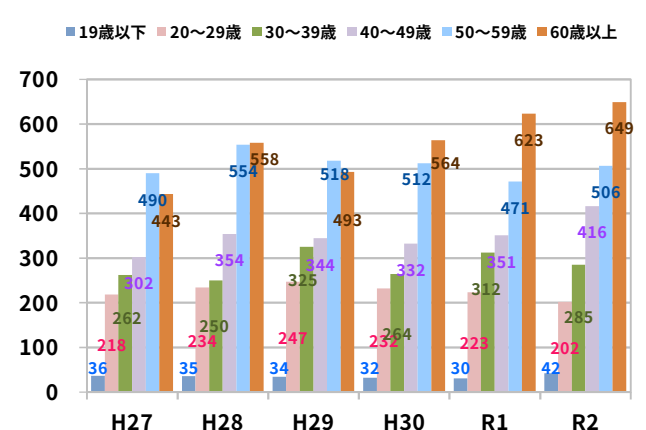
【グラフ3】 死傷災害発生状況（事故の型別・年別）



【グラフ2】 死亡災害発生状況（業種別・年別）



【グラフ4】 死傷災害発生状況（年齢別・年別）



鹿児島労働局労働災害防止対策(チェスト!緊急ゼロ災運動)実施要綱(抄)

1 趣 旨

鹿児島県における労働災害による休業4日以上之死傷者数は、長期的には減少しているものの、最少となった平成21年の1,615人を境に下げ止まりの感があり、最近ではむしろ増加傾向にある。令和2年は2,100人と大幅に増加し、平成10年当時の2,106人に迫る水準となり極めて危機的な状況となっている。また、死亡者数は13次防の目標である毎年15人以下は何とか達成できているものの、下げ止まっているような状況である。

これらの増加の背景には、新型コロナウイルス感染症対策というこれまで経験したことのないような事業活動の変化やそれに伴う景気等の経済的要因による影響や人手不足が顕在化していることによる影響等も考えられるほか、コロナ禍で安全に対する意識が事業者、労働者ともに稀薄になってしまい、製造業及び小売業、社会福祉施設などの第三次産業を中心に、適切な防止対策がとられず転倒災害が増加していること、さらには70歳までの雇用継続措置の導入など高齢労働者の雇用促進が進められる中、高齢労働者に多い転倒災害の増加を後押ししている構図となっていることなども要因の一つと考えられる。

このような労働災害の急増を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止対策への重点的な取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を特に図る。

2 実施期間

令和3年4月20日～令和3年12月31日

3 実施者

鹿児島労働局、労働基準監督署

4 実施事項(抄)

鹿児島労働局・労働基準監督署

- 労働災害防止団体、関係団体等に対する労働災害防止活動の取組強化に関する特別要請
- 建設現場パトロールの実施
- 第三次産業に属する事業場に対して、監督指導、個別指導、集団指導等の実施
- 食料品製造業・飲食店・小売業・社会福祉施設・医療保健業に対する緊急自主点検の実施
- 特に、高齢労働者の転倒災害防止対策のとして、「ストップ!転倒災害プロジェクト(*1)」の周知・啓発

(*1) **STOP! 転倒災害**
プロジェクト

滑り	つまずき	踏み外し
		
＜主な原因＞ ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	＜主な原因＞ ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	＜主な原因＞ 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒 検索

災害防止団体・業界団体等・事業者

【共通】

- 経営トップによる「安全パトロール」、「安全衛生活動の総点検」の実施
- 安全衛生管理体制等の整備・促進・職務励行
- 雇入れ時・作業変更時の安全衛生教育の実施
- ストップ!転倒災害プロジェクトの取組促進
- 高齢労働者対策
- 熱中症対策の実施

【食料品製造業】

- 4S活動(*2)の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進
- 食品加工用機械等によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止対策の推進

【建設業】

- 足場・梁、はしご・脚立などからの墜落・転落災害防止対策の推進、また、ハーネス型安全帯の普及促進
- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

【林業】

- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進、特に、合図、避難確認の徹底

【社会福祉施設・医療保健業】

- 腰痛予防対策
- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

【小売業】

- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

(*2)

4Sとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。



鹿児島労働局健康安全課 (R3.4月作成)

第13次労働災害防止計画の概要

— 鹿児島労働局 —

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

計画が目指す社会

「働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得る社会の実現」

働く方々の一人ひとりとはかけがえのない存在であり、一人の被災者も出さないという基本理念の下、一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るような社会とするには、日々の仕事安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保され、高年齢労働者を始めとしてあらゆる環境におかれた労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

計画の全体目標

- 労働災害による死亡者数を各年対2017年比25%以上減少とする
- 2022年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を5%以上減少(2017年比)

5つの重点施策

- ①労働災害の撲滅を目指した対策の推進
- ②過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進
- ③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

第13次労働災害防止計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（労働安全衛生法第6条に基づき、5年ごとに厚生労働大臣が策定）。

現状と課題

労働災害による被災者数（平成29年：確定値）

- ・ 死亡者数：21人（12次防目標は毎年15人以下）
- ・ 死傷者数：1,961人（12次防目標は1,445人）

- 労働災害は長期的には減少しているが、12次防最終年時点では平成12年時点の水準まで再び増加している。特に、就業者が増加している社会福祉施設を中心に第三次産業では増加率が高い。
- 死亡災害も長期的には減少しているが、12次防期間の平成26～29年では目標値を上回っており、建設業・製造業・林業の割合が高い。

計画の目標

◆ 労働災害による死亡者の数を**各年対2017年比25%以上減少**とする

◆ 労働災害による死傷者の数を**5%以上減少**（労働災害減少重点業種では、死傷年千人率で目標を設定）

【重点業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成24年	平成29年	災害増減率	平成24年 死傷年千人率	平成29年 死傷年千人率
建設業	267	312	16.9%	6.28	8.02
製造業	357	377	5.6%	4.47	4.55
下記3業種	324	409	26.2%	1.99	2.34
小売業	147	183	24.5%	1.57	2.02
社会福祉施設	128	166	29.7%	3.36	3.10
飲食店	49	60	22.4%	1.58	1.95
陸上貨物運送事業	171	171	0.0%	9.14	8.87
全業種合計	1,701	1,961	15.3%	3.16	3.56

（出典：労働者死傷病報告）

ポイント①

死亡災害等の重篤災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業、林業に対して、「墜落・転落災害」「激突され災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組むとともに「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知を図る

ポイント②

重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、増加が著しい業種、事故の型に着目した重点対策ごとに数値目標を設定し、対策を展開（就業者数の増減で影響を受けないよう死傷年千人率で目標を設定する）

ポイント③

急増している第三次産業に対する集中的取組

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に人手不足感の強い小売業・飲食店及び就業者が増加している社会福祉施設に対する集中的取組を実施

①労働災害の撲滅を目指した対策の推進

重点業種・事故の型別対策

重篤災害減少重点業種

建設業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

- 高所作業時における墜落防止用保護具としてフルハーネス型とし、適切な保護具の使用の徹底を図る。
- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」による計画的な発注及び工期の平準化、安全衛生経費の確保

製造業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上、食料品製造業の死傷者数を毎年1.5%以上減少させる

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止する。
特に、食料品製造業において、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、職長に対する教育の実施等を推進する。

林業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

- 安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及
- 下肢を保護する防護衣の着用の徹底
- 安全教育の充実等

労働災害減少重点業種

第三次産業対策

【目標】

小売業・飲食店・社会福祉施設
死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

- 小売業・飲食店の多店舗展開している事業場については、企業単位での安全衛生管理の実施や、経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」等による危険感受性の向上に取り組む。
- 社会福祉施設については、関係団体と連携し、新規開設事業場を含め、雇入れ時の安全衛生教育を徹底し、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- 小売業・飲食店は、非正規労働者が多いため、雇入れ時の安全衛生教育の徹底と労働災害防止意識の向上を図る。

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

- 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、保護帽の着用や荷台等からの墜落・転落等基本的な安全対策の徹底を図る。

②過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進

メンタルヘルス対策

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上
・ストレスチェック結果を集団分析する事業場の割合を60%以上

- 4つのケア、ストレスチェックの実施及びストレスチェック結果の集団分析等の取組の推進
- 取り組み方が分からない事業場への支援を充実・強化
(参考) <http://kokoro.mhlw.go.jp> 《こころの耳》で検索

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理の徹底
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 産業医・産業保健機能の強化

過重労働対策等

化学物質等対策

- 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントの促進
- 解体等作業における石綿ばく露防止対策の徹底

熱中症対策

【目標】熱中症による死傷者数を前計画総数の5%以上減少させる

- JIS規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用したWBGT値（暑さ指数）の把握とその評価の徹底
- 評価に応じた、環境管理・作業管理・健康管理の実施

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
- 事業者に対する効果的な支援の実施
- 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置の徹底

全業種共通

腰痛・転倒災害対策

- 4S(整理・整頓・清掃・清潔)やステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の転倒防止対策の促進
- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知
- 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進
- 介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育の強化

③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の災害防止対策の推進。
- 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応。

④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 疾病を抱える労働者の就労継続にあたって、「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知・啓発、地域両立支援推進チームの活動の推進。

⑤業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

- 労働災害が減少しない業界や取組が低調な団体等に対して自主的な取組要請を行うとともに、活動に対して必要な支援を行う。
- 所管官庁との連携の強化を図る。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島労働基準監督署 安全衛生課	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署 安全衛生課	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署 安全衛生課	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-3385
加治木労働基準監督署 安全衛生課	899-5211	姶良市加治木町新富町 98-6	0995-63-3035
名瀬労働基準監督署 監督・安衛課	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎	0997-52-0574
鹿児島労働局労働基準部 健康安全課	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8279

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、
一人の被災者も出さない社会を実現させよう

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

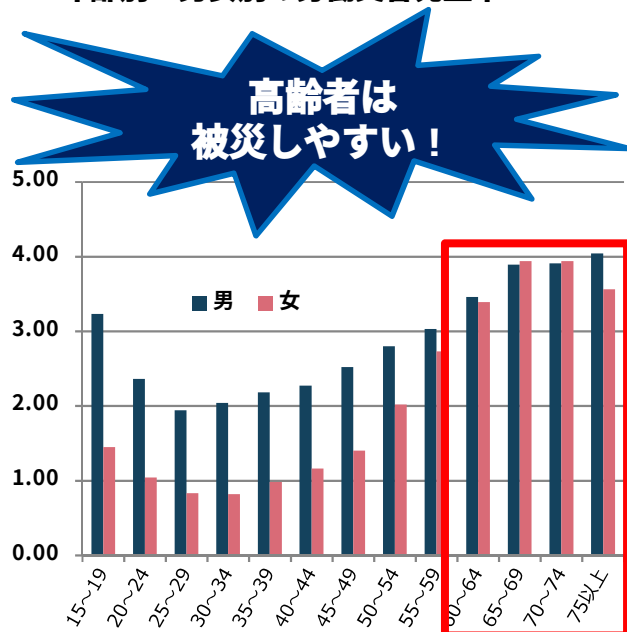
皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

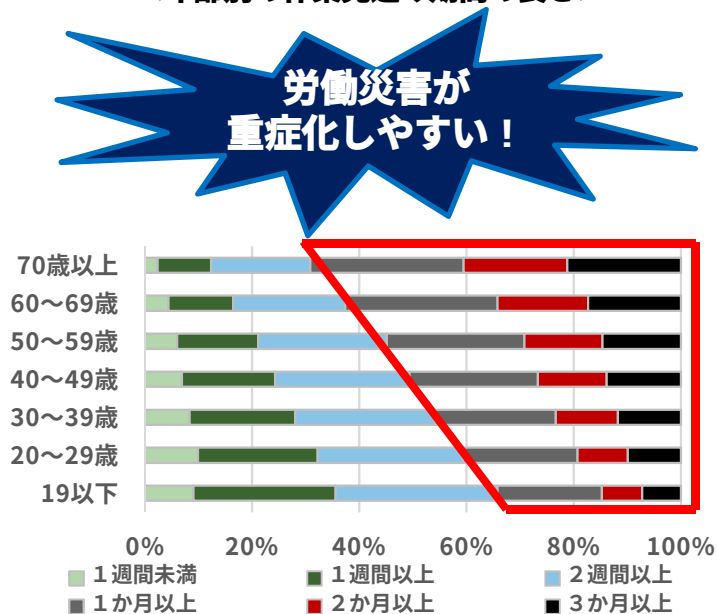
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）

労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い

<年齢別・男女別の労働災害発生率>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
（4ページ参照）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

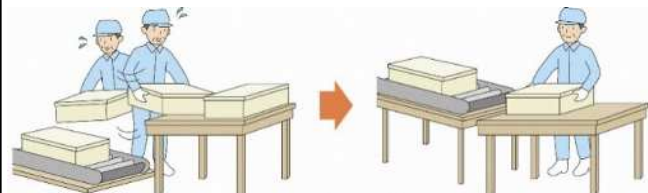
⇩対策の例⇩



通路を含め作業場所の照度を確保する



警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



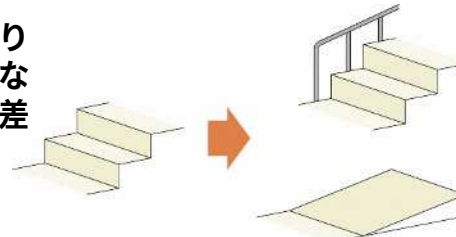
例えば戸口に段差がある時

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



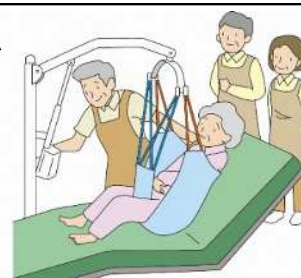
防滑靴を利用させる

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高年齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- 主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

※注意点※

- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

詳しくは
こちら→ 

身体機能計測の評価数字を
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

(2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置 例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を行います

※取組の例※

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>

（令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



5 安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

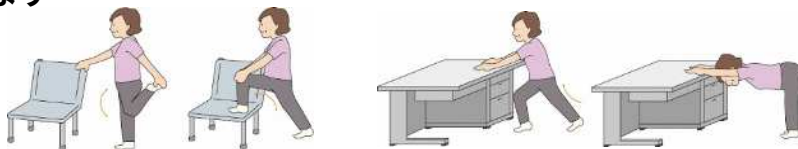
このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

※参考：ストレッチの例※

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- 中小企業事業者が対象の補助金です

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： 100万円（消費税を含む）

詳しくは
こちら⇒
(厚労省HP)



※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います
(全ての申請者に交付されるものではありません)

お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507 ☎ 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
(土日祝休み)

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課
技術管理部指導課
技術管理部
教育支援課
技術管理部

03-3452-6366 (製造業、下記以外の業種関係)
03-3453-0464 (建設業関係)
03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

無料

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 能力開発に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 健康管理に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- その他高年齢者等の雇用問題に関する事

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています



「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日

対象となる事業者

次の（１）～（３）すべてに該当する事業者が対象です。

（１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している

（２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

（３）労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1／2

上限額：100万円（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- ◆ 健康や体力状況等の把握に関する費用
- ◆ 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります

【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用
 - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

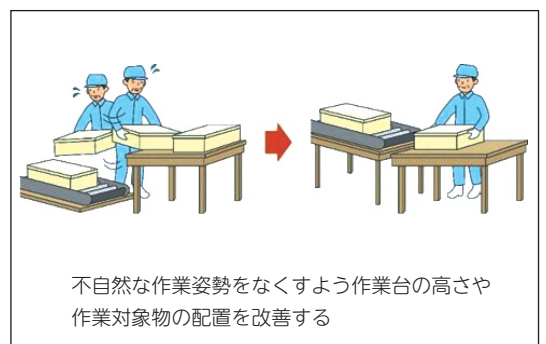
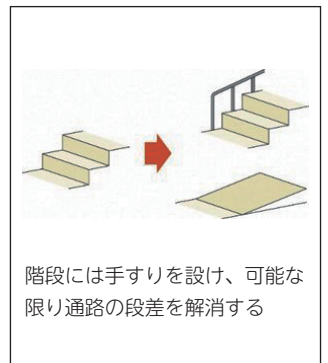
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診の費用を除く）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

【安全衛生教育】

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします



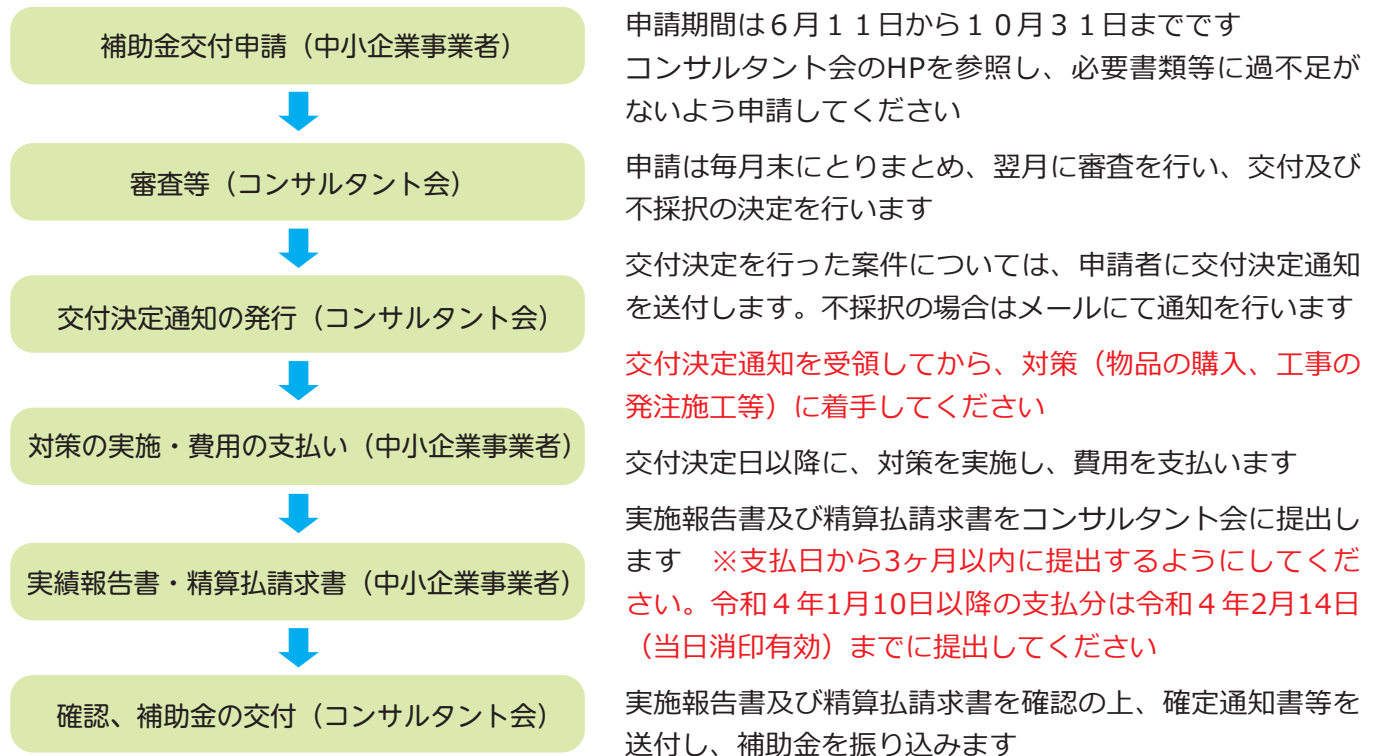
補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



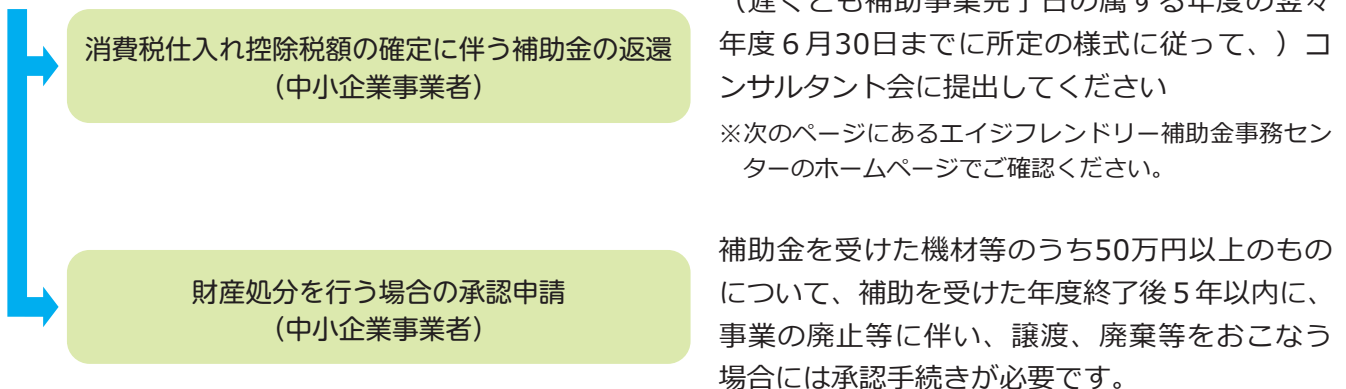
注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。



必要な時に手続き



申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆ **交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。** 早めの申請をお勧めします。



この補助金についてのお問い合わせは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月10日～13日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

申請関係 または 支払関係

申請関係

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508

✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

支払関係

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086

✉ af-shiharai@jashcon.or.jp

※申請関係、支払関係のお問合せ先が異なりますのでご注意ください。

参考情報

▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



▼好事例を知りたいとき

⇒ 厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

無料

■労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366（製造業、下記以外の業種関係）
- 03-3453-0464（建設業関係）
- 03-3455-3857（陸上貨物運送事業関係）
- 03-3452-4981（林業・木材製造業関係）
- 03-3452-7201（港湾貨物運送事業関係）

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

無料

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

○ お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。

○ 「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

! 3つの転倒予防

オット

転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**

転倒によるケガの**約6割が休業1か月以上**のケガです!!

1 作業場所の 整理整頓



2 作業場所の 清掃



3 毎日の 運動



▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック!

